○法務省告示第五百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十月三十一日から施行する。

○法務省告示第五百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表有限会社ＢＲＥ関東の項中「埼玉県越谷市大字大杉七十七番地四」を「埼玉県越谷市増森二丁目百六十番地一」に改める。

○外務省告示第四百六号

平成二十八年十月七日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　横田賢司在エチオピア臨時代理大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済協力担当国務大臣

平成二十八年十月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百七号

平成二十八年十月九日にエルサレムで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億二千万円

3　署名者

日　本　側　大久保武パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長

国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　ピエール・クレヘン　ビュール事務局長

平成二十八年十月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百八号

平成二十八年十月十一日にハルツームで、コスティ市浄水場施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コスティ市浄水場施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十一億五千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　伊藤秀樹在スーダン大使

スーダン側　フセイン・エル・シャリーフ・イブラヒム・エル・ヒンディ国際協力担当国務大臣

平成二十八年十月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百九号

平成二十八年十月十一日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日本側　塚原大貳在ベナン大使

ベナン側　オレリアン・アベノンシ外務・協力大臣

平成二十八年十月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百八十号

技能審査認定規程（昭和四十八年労働省告示第五十四号）第八条の規定に基づき、一般社団法人全国圧入協会から、技能審査認定規程第一条第一項の規定により認定された圧入施工技能審査を平成二十八年七月一日限り廃止した旨の届出を、平成二十八年七月十三日付けで受理したので、技能審査認定規程第十条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十八年十月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表補助金等の名称の欄中

「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」

を

「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」

に、

「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金」

を

「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」

を

「国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」

を

「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」

を

「国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金」

を

「独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」

を

「独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金」

を

「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」

を

「独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」

を

「独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」

を

「独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金」

を

「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立がん研究センター設備整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」

を

「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金」

を

「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」

を

「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」

を

「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金」

に、

「独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」

を

「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金」

に改める。